

運輸業における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン (第1版・石垣市観光交流協会)

※本ガイドラインは後日タクシー・バス・船舶の3部門分けに再校正する

本ガイドラインは全国ハイヤー・タクシー連合会・公益財団法人日本バス協会・公益社団法人全日本トラック協会・一般社団法人日本旅客船協会の「タクシー・バス・船舶における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」に基づいており、石垣市と各事業所との間で2020年5月25日から順次締結される「新型コロナウイルス感染症感染防止協力協定」の内容をふまえて作成する。

感染症が及ぼす影響や社会情勢を鑑みるとともに、お客様の要望、専門家の助言、各事業所の環境を考慮し、隨時更新されるものとする。

石垣市観光交流協会会員施設においては、本ガイドラインを基本とし、各事業所の実情に合わせた対策を講じることとする。

尚、石垣市と各事業所間で締結した協定書に記載されている項目は、最低限守るべき地域統一の事項とする。但し、状況により解除される項目もある。

詳細事項作成の際に必要と思われる参考資料は別添する。

新型コロナウイルス感染症感染防止協力協定書

石垣市内での新型コロナウイルス感染症の拡大を未然に防止するため、当宿泊施設における宿泊者の滞在中並びに宿泊後の感染防止対策に関する以下の基本的事項に同意し、実施することに協力します。

(基本的立場)

第1 宿泊者が、国外や国が特定警戒都道府県と位置づけている地域等、現状感染が拡大している地域から来訪する可能性があることを十分に認識するとともに、全ての宿泊者に対して、感染防止対策を万全に講じます。

(長期滞在者受け入れの推進)

第2 新型コロナウイルス感染症が、感染から平均5～6日で発症することや、発症の2日前からウイルスを排出することなどを踏まえ、原則1週間以上の滞在者の受け入れを推進します。

2 1週間未満の滞在者を受け入れる場合であっても、本協定第4第2項に掲げるチェックアウト日以後3日目の健康確認作業を実施し感染拡大防止に努めます。

(滞在中の感染防止対策の徹底)

第3 宿泊者に対しては、滞在日数にかかわらず、検温や健康チェック、外出時のマスクの着用や三密の回避、手洗い、手指消毒等の感染予防策の徹底を促します。

(宿泊後の健康確認作業)

第4 宿泊者のチェックアウト後の新型コロナウイルス感染の疑いの有無を把握するため、当該チェックアウト日以後3日間の検温と健康観察をしていただくよう事前に依頼します。

2 当該チェックアウト日以後3日目に、宿泊者に対して直接電話や電子メール等で連絡し発熱や体調不良など新型コロナウイルス感染の疑いの有無を確認するとともに、発熱や咳などの風邪症状が認められた場合は、石垣市企画部観光文化課（TEL0980-82-1535）に連絡します。

(施設内における感染防止対策の徹底・実務責任者の設置)

第5 当宿泊施設においては、従業員の検温や健康チェック、マスクの着用や三密の回避、手洗い、手指消毒等の感染予防策の徹底をはじめ、施設内における感染予防策を講じます。

2 前項の施設内の感染予防策については、当宿泊施設が別に定めるガイドラインや石垣市観光交流協会が公表する宿泊事業者共通ガイドラインに基づき実施します。

3 当宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染症防止対策に関する市との連絡調整を図るため、可能な限り実務責任者を置き、市に報告します。

令和2年6月1日

石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山義隆 印

事業所名

所在地

代表者名

電話番号

印

① 従業員における感染予防衛生対策

■実務責任者の配置

- ・各事業所に新型コロナウイルス感染防止対策に関する実務責任者を配置、石垣市に報告すると共に、全従業員に感染防止対策の必要性を認識させ実施する(石垣市協定掲載項目)

- ・お客様、従業員の中に無症状感染者がいる可能性をふまえた感染防止策を行う

■日々の体調チェック

- ・全従業員を対象に就業前の検温及び健康チェックを行い、体調のすぐれない場合は自宅待機とする(石垣市協定掲載項目)

■消毒の励行

- ・就労前、就労中、休憩中にかかわらず、化粧室使用、清掃、喫煙、飲食、自身の顔に触れる等の行為、また他従業員やお客様との物品のやり取りで接触があった場合は必要に応じて手洗いや手指の消毒、うがいを意識して行う(石垣市協定掲載項目)

- ・従業員が共有する備品や機器は使用前後、常に消毒をする(石垣市協定掲載項目)

■マスクの着用

- ・就業中はマスクを着用する。就業時間外においても人と接触する場所ではマスクの着用を意識して行う(石垣市協定掲載項目)

■就業中のチェック

- ・従業員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止する。

② 施設・車内・船内における感染予防衛生対策

■案内表示の掲示

- ・お客様の導線、目線を意識した的確な場所で適切な表示案内をする
(例; 乗車・乗船前の窓→マスク着用のご案内→手指消毒のご案内等)

■消毒液の設置

【タクシー・バス】

- ・車内に可能な限り手指消毒液を装備し、お客様が乗車する際に消毒をお願いする。

【船舶】

- ・乗客に対する乗船前の非接触体温計等による検温を可能な限り実施するとともに、発熱等の症状がある者は乗船を許可しないなどの措置を講じる。

■消毒・清掃の強化

- ・お客様の触れる機会が多い箇所(ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ゴミ箱、

電話、共有のテーブル・いす等)の消毒を定期的に実施、館内の消毒と清掃を強化する
・エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、乗客が安心して利用
することができるよう配慮する。

■共用備品や物品における工夫

- ・お客様が共用なさる物品や手が頻繁に触れる箇所が最低限になるように工夫する。
- ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ・事業用自動車内の座席やつり革、手すり、アクリル板・防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。

また、座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。

※設備や器具の消毒は、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

■(施設内)身体的距離の確保

- ・お客様と従業員、従業員同士及びお客様同士の濃厚接触ができるだけ避けるために、身体的距離を確保(できるだけ2mを目安に)する。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する

■(乗車・乗船)時の感染防止の工夫

【タクシー】

- ・飛沫感染防止のため、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

【バス】

- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1mあける等の対策を検討する)

【船舶】

- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。
- ・船内レストラン等における飲食の提供に際しては、飲食業界において作成されるガイドラインも参照の上、座席数の制限や利用者の対面を避けるなどの工夫により、利用者の密集を避けるための必要な措置を講じる。

■トイレ

【船舶】

- ・便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。
- ・清掃中は常に換気をし、お客様が触ることの多い箇所や備品類は消毒を強化する
- ・使用後のリネン類は回収後人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒を行う

- ・ゴミはビニール袋で密閉し処理する。分別の際には細心の注意を払う

■その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

③ お客様へご協力依頼する感染予防衛生対策

- 発熱、咳、体調不良の症状がある方はキャンセルして頂く。
(毎朝チェックして頂き、該当の場合はお迎え、または集合までに連絡頂く)
- 乗車や乗船に際しては、利用者のマスク着用について理解と協力を求める。
- 定員上、利用者に対して可能な限りスペースを開けていただくよう理解と協力を求める。
- 八重山諸島にご滞在の間は、密閉・密集・密接を回避した行動にご協力くださいますよう、お願い致します(石垣市協定掲載項目)
- 感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行うことにより、感染拡大防止について協力を求める。
- ご清算の際には、可能なかぎりキャッシュレス決済のご協力をお願い申し上げます。

④ 感染疑いのあるお客様への対応

- 万一、発熱や呼吸困難、倦怠感等、感染の疑われるお客様がいらっしゃる場合、各施設指定の待機場所で待機、マスク着用をお願いし、外に出ないよう依頼する(ご同行者様も同様)
 - 事前に他のお客様と区分して待機できる場所を決めておく
 - 対応するスタッフを限定、マスクや手袋等を着用し感染予防に細心の注意を払う
 - 当日のお客様名簿等を確認し、保健所への提出に備える
 - 他のお客様への情報提供は、保健所の指示に従う
-
- ご滞在中・ご出発後の感染疑いに関する相談・報告窓口
※石垣市指定の窓口及び対応方法に従う

- ・石垣市健康福祉センター 0980-88-0088
- ・八重山保健所 0980-82-4891

⑤ 従業員の感染が確認された場合

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。

なお、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

第1版 2020年5月28日